

施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱

4 農 産 第 3092 号
令和 4 年 12 月 6 日
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 燃油、ガス等の燃料は、その多くを輸入に依存しているため、為替や国際的な商品市況等の影響により、価格が乱高下を繰り返しており、今後の見通しを立てることが困難な生産資材である。施設園芸及び茶業（以下「施設園芸等」という。）は、冬期加温や茶の加工等に燃料を使用するため、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃料価格高騰の影響を特に受けやすい業種であることから、施設園芸等農業者が継続して営農できる環境を整えるため、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進める対策が必要である。

このため、燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制（以下「省エネルギー等対策」という。）に計画的に取り組む施設園芸等の産地において、農業者と国の拠出により燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みを構築することにより、施設園芸等農業者の経営の安定と施設園芸作物及び茶の安定供給を図ることとする。

(通則)

第2 施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、施設園芸等について、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「事業主体」という。）が、燃料価格の高騰が施設園芸等農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための仕組みを運営し、農業者と国の拠出により施設園芸等燃料価格差補填金を交付するために必要な事業を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成することを目的とする。

(事業の内容等)

第4 本事業の内容は、次に掲げる事業（以下「基金事業」という。）により構成されるものとし、事業種類、事業内容、事業主体、事業実施者、支援対象者、補助要件及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(1) 施設園芸セーフティネット構築事業

(2) 茶セーフティネット構築事業

(3) 推進事業

2 事業実施者は、別表事業実施者欄に定める者であつて、農産局長が別に定める要件を満たし、原則として都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会とする。また、事業実施者は、第1項に定める事業を行おうとするときは、農産局長が別に定めるところにより、運営等に係る規約等を定め、本項の要件を満たすことについて、事業主体の承認を受けなければならない。

3 支援対象者は、別表支援対象者欄に定める者であつて、施設園芸（野菜、果樹及び花きを栽培するものに限る。以下同じ。）又は茶業を営む農業者で構成し、農産局長が別に定める要件を満たす者とする。

(基金等の造成)

第5 事業主体は、基金事業の実施に充てるため、当該事業を実施する期間において、国の予算に基づく国からの補助金によって、施設園芸等燃料価格高騰対策基金（以下「対策基金」という。）を造成するものとする。

2 事業実施者は、事業主体からの助成金及び第4第1項第1号及び第2号の事業に取り組む支援対象者の積立金によって、施設園芸等燃料価格高騰対策資金（以下「対策資金」という。）を造成するものとする。

(事業年度及び実施期間)

第6 基金事業における事業年度は、次に掲げる事業ごとに、当該各号に定める年度とする。

(1) 第4第1項第1号及び第3号（施設園芸に係るものに限る。）に定める事業 当該年の7月から翌年6月まで

(2) 第4第1項第2号及び第3号（茶に係るものに限る。）に定める事業 当該年の1月から12月までとする。

2 基金事業の実施期間は、次に掲げる事業ごとに、当該各号に定める期間とする。

(1) 第4第1項第1号に定める事業 平成25年2月1日から令和8年6月30日まで

(2) 第4第1項第3号（施設園芸に係るものに限る。）に定める事業 平成25年2月26日から令和8年9月30日まで

(3) 第4第1項第2号及び第3号（茶に係るものに限る。）に定める事業 平成27年1月9日から令和8年1月31日まで

また、農産局長が特に認めた場合にあっては、本事業の実施期間を延長することができる。

(事業の実施)

第7 事業主体は、基金事業を適切に実施するため、当該事業を実施するための基本的事項に関する規定を定め、農産局長の承認を受けるものとする。

2 事業実施者は、基金事業に係る助成金又は補填金の交付を行おうとするとき

は、農産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、事業主体の承認を受けるものとする。

(事業実施手続)

第 8 事業主体は、基金事業を適切に実施するため、農産局長が別に定めるところにより、毎事業年度、事業計画を作成し、農産局長の承認を受けるものとする。

2 事業実施者は、農産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、事業主体の承認を受けるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第 9 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、基金事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第 10 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に別記様式第 2 号による基金事業計画書を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 11 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農産局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 12 大臣は、第 10 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業主体に対しその旨を通知するものとする。

2 第 10 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

(交付の条件)

第 13 次に掲げる事項は、大臣が、第 12 第 1 項の規定により補助金の交付決定を行うときに付する条件となるものとする。

- (1) 第 10 第 1 項で提出された基金事業計画書において予定されていた内容の変更（第 16 に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、交付規則第 3 条第 1 号の規定に基づき別記様式第 3 号による変更等承認申請書を大臣に提出し、承認を受けなければならないこと。
- (2) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第 3 の目的に反して、基金を取り崩し、処分し又は担保に供してはならないこと。
- (3) 事業主体は、基金事業が完了したとき（第 15 第 1 項第 2 号における基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して 70 日を経過した日までに別記様式第 4 号による基金事業完了報告書を大臣に提出しなければならないこと。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならないこと。

（申請の取下げ）

第 14 事業主体は、第 10 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 12 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に別記様式第 5 号によるその旨を記載した交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 15 事業主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 基金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 16 に規定する軽微な変更を除く。
- (2) 基金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第 16 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に定める重要な変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体名称の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業費又は国庫補助金の 30%を超える減

（事業遅延の届出）

第 17 事業主体は、基金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は基金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様

式第 6 号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰り越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に変えることができる。

(状況報告)

第 18 事業実施者は、農産局長が別に定めるところにより、当該事業年度における事業の実施状況を、事業主体に報告するものとし、事業主体はこれを取りまとめ、毎事業年度終了後 90 日以内に、施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施状況を農産局長に報告するものとする。

- 2 大臣は、基金事業及び基金の管理及び運用について、特に必要と認めるときは、事業主体に対して、書面により状況を報告するよう命ずることができる。

(補助金の請求)

第 19 事業主体は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 7 号による支払請求書を大臣及び官署支出官（農林水産省大臣官房予算課経理調査官）に提出しなければならない。

(実績報告)

第 20 交付規則第 6 第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 8 号のとおりとし、事業主体は、基金事業が完了したとき（第 13 第 3 号による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 21 大臣は、第 20 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。

- 2 大臣は、事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 22 大臣は、第 15 第 1 項第 2 号の規定による基金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 12 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 事業主体が、補助金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業主体が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第22第3項の規定を準用する。

(残余財産の処分の制限等)

- 第23 事業主体は、基金事業が終了した後に当該事業に係る残余財産の処分を行うときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 事業主体は、前項において大臣の承認を受けたときは、基金を造成するために交付した補助金の金額を限度として大臣が定める金額を、国に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

- 第24 事業主体は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業主体は、前項の帳簿及び証拠書類については、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年が経過した日まで、これを保管しておかなければならない。
- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類のうち、電磁記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第25 事業主体、事業実施者及び支援対象者（以下「補助事業者等」という。）は、第10第1項の規定による交付の申請、第14の規定による申請の取下げ、第15第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第20による実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービスシステム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨

げない。

- 2 補助事業者等は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者等に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者等が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(基本的事項の公表)

- 第26 事業主体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施状況報告)

- 第27 事業主体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業等の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによること）に大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

- 第28 事業主体は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

- 第29 事業主体は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
- 2 事業主体は、第1項の帳簿及び証拠書類については、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年が経過した日まで、これを保管しておかなければならない。
 - 3 事業主体は、第1項の証拠書類については、毎年度分を整備保管し、毎年度

の事業完了の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

- 4 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び証拠書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(他用途使用の禁止)

- 第30 基金は、施設園芸等燃料価格高騰対策事業以外の用途に使用してはならない。

(基金の運用方法)

- 第31 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行う。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

- 第32 事業主体は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第15から第18まで、第20、第22及び第24の規定に準ずる条件に従うべきことを条件に付さなければならない。

(基金運営等に関する監督・指導)

- 第33 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 農産局長、地方農政局長、及び内閣府沖縄総合事務局長は、施設園芸及び茶産地(以下「施設園芸等産地」という。)の省エネルギー等対策を円滑に推進するため、本事業の実施に関して、事業実施者等に対し指導助言を行うものとする。

(基金の管理等)

- 第34 事業主体は、対策基金を次により管理・運用するものとする。
- (1) 銀行、農林中央金庫、信用金庫若しくは信用協同組合への預貯金又は郵便貯金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託(元本保証のあるものに限る。)
- (3) 国債、地方債、その他の有価証券(元本保証のあるものに限る。)
- 2 事業主体は、対策基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、対策基金にかかる勘定を設けるものとする。
- 3 対策基金の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。
- 4 対策基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れてこの対策の実施に充てるものとする。
- 5 事業実施者は、対策資金の管理等については、第1項から第4項までに準じ、事業主体が別途定めるところにより行うものとする。

(委任)

第 35 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 この施行に伴い、施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2901 号農林水産事務次官依命通知）及び施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2900 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱及び施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 4 この通知の施行の際、既に造成されている基金については、第 5、第 13、第 26 から第 32 まで及び第 34 の規定に準じて管理・運営するものとする。

別表 （第4関係）

事業種類	事業内容	事業主体	事業実施者	支援対象者	補助要件	補助率
1 施設園芸 セーフティ ネット構築 事業	事業実施者が、施設園芸の省エネルギー等対策に計画的に取り組む農業者の積立金と、事業主体に造成した基金からの助成金により資金を造成し、燃料価格の高騰時に農業者に対し補填金を交付する。	民間団体 （農産局長が別に定めるものに限る。）	都道府県協議会 （農産局長が別に定める要件を満たすものをいう。）	次に掲げる者 1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。） 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。） 5 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。） 6 その他農業者の組織する団体（農産局長が別に定めるものに限る。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 支援対象者において、農産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。 2 事業参加者が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。 3 農産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。	1 事業種類欄の1から3までについて、国から事業主体に対する補助率及び事業主体から事業実施者に対する補助率は、定額 2 事業種類欄の1又は2については、支援対象者に対する補填金の補助率は、1／2
2 茶セーフティネット構築事業	事業実施者が茶の省エネルギー等対策に計画的に取り組む農業者の積立金と、事業主体に造成した基金からの助成金により資金を造成し、燃料価格の高騰時に農業者に対し補填金を交付する。					
3 推進事業	事業種類欄の1又は2の事業を適正かつ円滑に実施するために事業主体が行う以下の取組又は事業主体の助成を受けて事業実施者が行う以下の取組。 （1）推進・指導 事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導及び事務	事業種類欄の1又は2に係る事業主体	事業種類欄1又は2に係る事業実施者	—		

	(2) 交付事務 申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成金又は加入者への補填金の交付等 (3) 実施確認 事業の対象となる取組に係る実地確認 (4) その他必要な事項 (1) から (3) までのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組					
--	--	--	--	--	--	--

別記様式第 1 号（第 10 関係）

施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名の役職及び氏名

下記のとおり事業を実施したいので、施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等
要綱第 10 の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

1 基金事業の目的

2 交付申請額 金 円

3 基金造成に係る計画

（１）基金の保有区分	（２）保管予定額	（３）備考
	円	
合計額		

（注）

- 1 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。
- 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

4 添付書類

- （１）基金事業計画書（別記様式第 2 号）
- （２）収支予算
- （３）基金又は基金事業に関し必要な事項を定めた関係規程等

別記様式第2号 (第10 関係)

〇〇年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金に係る
基金事業計画書

基金事業の 内容	基金事業の 期間	事業費 (円)	国庫補助金 (円)
合 計			

(注) その他、基金事業の内容等を確認するために必要な資料を添付すること。

別記様式第3号（第13第1号、第16関係）

〇〇年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、交付規則第3条第1号並びに施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱第13第1号及び第16の規定に基づき申請する。

記

1 変更理由

2 添付書類

- （1）変更後の基金事業計画書
- （2）基金管理状況を示した書類
- （3）その他必要な書類

（注） 基金事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「中止（廃止）」にそれぞれ書き換えること。

別記様式第4号（第13第3号関係）

〇〇年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金に係る
基金事業完了（中止又は廃止）報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
年 月 日をもって完了（中止又は廃止）したので、施設園芸等燃料価格高騰対策事業補助金交付等要綱第13第3号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 基金事業の名称及びその内容

2 基金事業の期間

3 基金事業収支状況

（1）支出実績額	円（基金事業予算額	円）
（2）補助金充当額	円 交付決定額	円

4 基金の運用実績

- （1）基金造成額
- （2）基金取崩し額
- （3）基金運用損益
- （4）基金残高

5 添付資料

- （1）その他、基金事業の内容を確認するために必要な資料
- （2）基金を運用した場合にあっては、これを確認するに足る書類

別記様式第 5 号（第 14 関係）

〇〇年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金
交付申請取下届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった施設園芸等
燃料価格高騰対策事業費補助金について、下記の理由により取り下げたいので、施設園芸
等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱第 14 の規定に基づき届け出る。

記

別記様式第6号（第17関係）

〇〇年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金
遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金※1の交付決定通知のあった基金事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱第17の規定に基づき届け出る。

記

- 1 基金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 基金事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
	円	円	%	円		

- 注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号（第19関係）

〇〇年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金
支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった施設園芸等
燃料価格高騰対策事業費補助金について、施設園芸等燃料燃油価格高騰対策事業費補助金
交付等要綱第19の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第8号（第20関係）

〇〇年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった施設園芸等
燃料価格高騰対策事業費補助金について、施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付
等要綱第20の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の交付の内容

2 基金造成の収支決算

（1）収入の部（補助金）	円
（2）支出の部（基金造成額）	円

（注）基金の口座に係る金融機関の預金残高証明書を添付すること。